

# 新たな文化芸術推進体制の構築に向けた検討会議（第1回）

## ー進行用資料ー

2020/9/18

一般社団法人 芸術と創造  
Platform for Arts and Creativity

創造芸術  
Platform for  
Arts and Creativity



## 検討会議の流れ

開始	時間	アジェンダ	発言者
16:00	5分	・開会挨拶・委員及び参加者の紹介	名古屋市
16:05	5分	・資料確認・本日の流れの説明	芸術と創造 綿江
16:10	15分	・本検討会議設置の背景・目的 ・名古屋市文化施策推進体制準備委員会の状況について ・質疑応答	名古屋市
16:25	20分	・各種議題に係る説明 ・質疑応答	芸術と創造 綿江
16:45	20分	・【議題①】「新たな推進体制」が備えるべき機能・役割について	各委員 (モデレーション：芸術と創造 綿江)
17:05	35分	・【議題②】「新たな推進体制」の組織設計のあり方について	
17:40	15分	・【議題③】その他、今後の検討において留意すべき論点について	
17:55	5分	・今後の予定	芸術と創造 綿江

## 本市におけるこれまでの検討状況

年度	主な検討内容
平成28年度	■ 「名古屋市文化振興計画2020」において、本市の文化振興施策を展開する方策として「新たな文化芸術の推進体制」の必要性を明記するとともに、名古屋版アーツカウンシルの検討に着手
平成29年度	■ 新たな文化芸術の推進体制の検討（有識者会議・他都市調査の実施） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 有識者会議 新たな推進体制は、観光、まちづくり、国際交流など他分野へつながる文化芸術活動を支援する専門機関とし、中長期的には名古屋の文化芸術の担い手となる人材の育成支援を目指す</li><li>・ 今後の課題 組織体制の制度設計や基幹事業の明確化、助成事業の制度設計の検討が必要</li></ul>
平成30年度	■ 新たな文化芸術の推進体制の構築に向けた「名古屋市文化振興事業団」との協議
令和元年度	■ 文化芸術を活用した他分野連携事業の試行実施（本市と名古屋市文化振興事業団による連携事業） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 様々な分野と連携し、地域や社会課題解決に取り組む文化芸術活動を支援する事業を実施</li><li>・ 推進体制の構築にあたり、名古屋版アーツカウンシルに必要な役割と機能、市との関係性、組織設計のあり方などについて、他都市事例を踏まえ議論の必要性を整理</li></ul>

## 令和2年度の取組状況

➡実行委員会形式（名古屋市文化施策準備委員会）により試行的に実施。

### （1）推進体制の試行実施

- 専門人材を試行的に採用
- プログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）の公募を7月中旬から8月下旬にかけて実施。  
PD 応募者数：3名 採用者数：1名  
PO 応募者数：12名 採用者数：3名  
雇用期間：令和2年9月14日から令和3年3月31日
- 9月14日に初回ミーティングを開催し、今後は（2）の試行実施事業に取り組んでいく予定。

### （2）試行実施事業

- 助成プログラム  
観光やまちづくりなど様々な分野と連携する文化芸術活動を支援
- 課題を踏まえた試行事業  
文化芸術関係者へのヒアリング等を踏まえたラーニングプログラム等の実施
- 情報発信  
ウェブ、広報媒体による試行実施内容等の情報発信

## 【議題①】「新たな推進体制」が備えるべき機能・役割について 参考）検討の方向性

- アートだけに閉じず、観光分野やデザイン分野との連携・活性化を促進する組織を志向することを検討。

### 【近年の我が国の文化関連法案の施行状況】

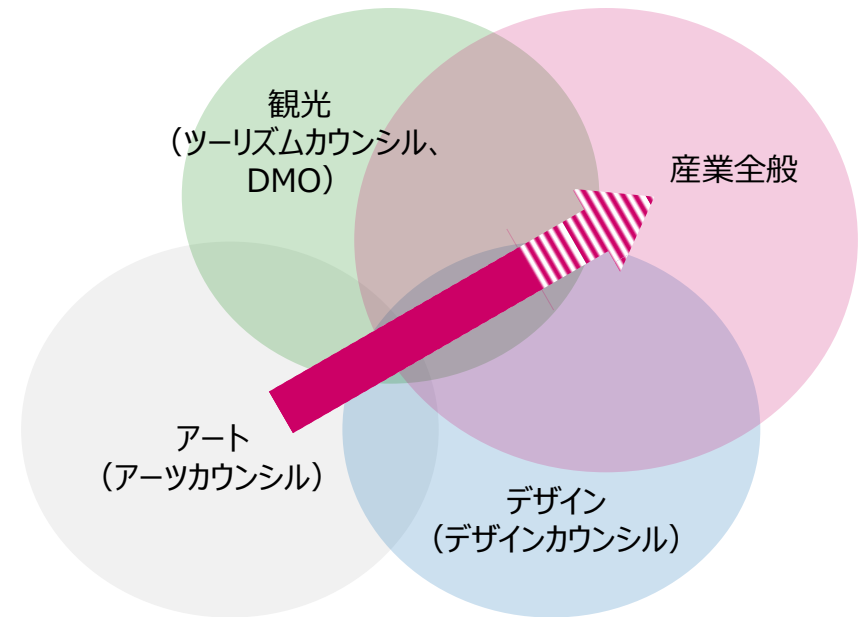
#### 文化芸術基本法（平成29年6月）

- 文化芸術振興基本法が改正（文化芸術基本法と名称変更）。
- 改正の趣旨：  
文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野への波及を意識し、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する。

#### 文化観光推進法（令和2年5月）

- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（通称：文化観光推進法）が施行。
- 法律の趣旨：  
地域の様々な文化資源を磨きあげることで文化についての理解を深める機会を充実させ、これによる国内外からの観光旅客の来訪を促進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出す。

### 【名古屋市で連携効果の高い分野】



※名古屋市は2008年にユネスコの制度である「創造都市ネットワーク（デザイン分野）」に加盟認定。

**【議題①】「新たな推進体制」が備えるべき機能・役割について**  
**➡「短期的」・「中期的」に具備すべきものについてご意見ををお願いします。**

機能		現在 (試行期間)	短期 (1~2年後)	中期 (3~5年後)
①	自治体の文化政策立案に係る助言・協働	—	●	●
②	自治体が直接管理運営を行う 事業に係る	助言・協働	—	●
③		評価	—	?
④	公的文化財団等の外郭団体が 直接管理運営を行う事業に係る	助言・協働	—	●
⑤		評価	—	?
⑥	自治体の指定管理者制度の運用に係る	助言・協働	—	●
⑦		評価	—	●
⑧	指定管理者が行う指定管理業務に係る	助言・協働	—	●
⑨		評価	—	?
⑩	自治体が推し進める文化政策に係るステークホルダーとの関係づくり・調整	—	●	●
⑪	事業実施（特に先駆的な事業の実証）	—	—	?
⑫	助成の企画・運用	スキーム設計	●	●
⑬		広報・助成に係る説明・その他の事務的作業	●	●
⑭		審査	—	—
⑮		審査にあたっての審査委員への情報提供	●	●
⑯		採択団体の採択後のサポート	●	●
⑰		採択団体の採択後のモニタリング	●	●
⑱		不採択団体のサポート	—	●
⑲		助成事業の評価	●	●
⑳		各種文化団体・芸術家に係る	事業実施への助言・協働	—
㉑	(将来的には観光・産業分野の 団体・活動家に係る)	各種情報提供（含むセミナー等）	?	●
㉒		ニーズの吸い上げ・とりまとめ	—	●
㉓	各種調査研究（政策立案・事業実施に係るファクトの収集）	—	?	?

●…市として想定  
しているもの  
— …現時点で想定  
していない・  
しづらいもの  
? …未定のもの





## 【議題②】「新たな推進体制」の組織設計のあり方について

➡各種パターンを議論し、当面は実行委員会形式での設立が現実的と思われる。

### 設立方法

市の中のセクションとして設立

財団の中にセクションとして設立

第3の場所に設立

法人として設立  
(財団法人・社団法人等)

実行委員会形式で設立

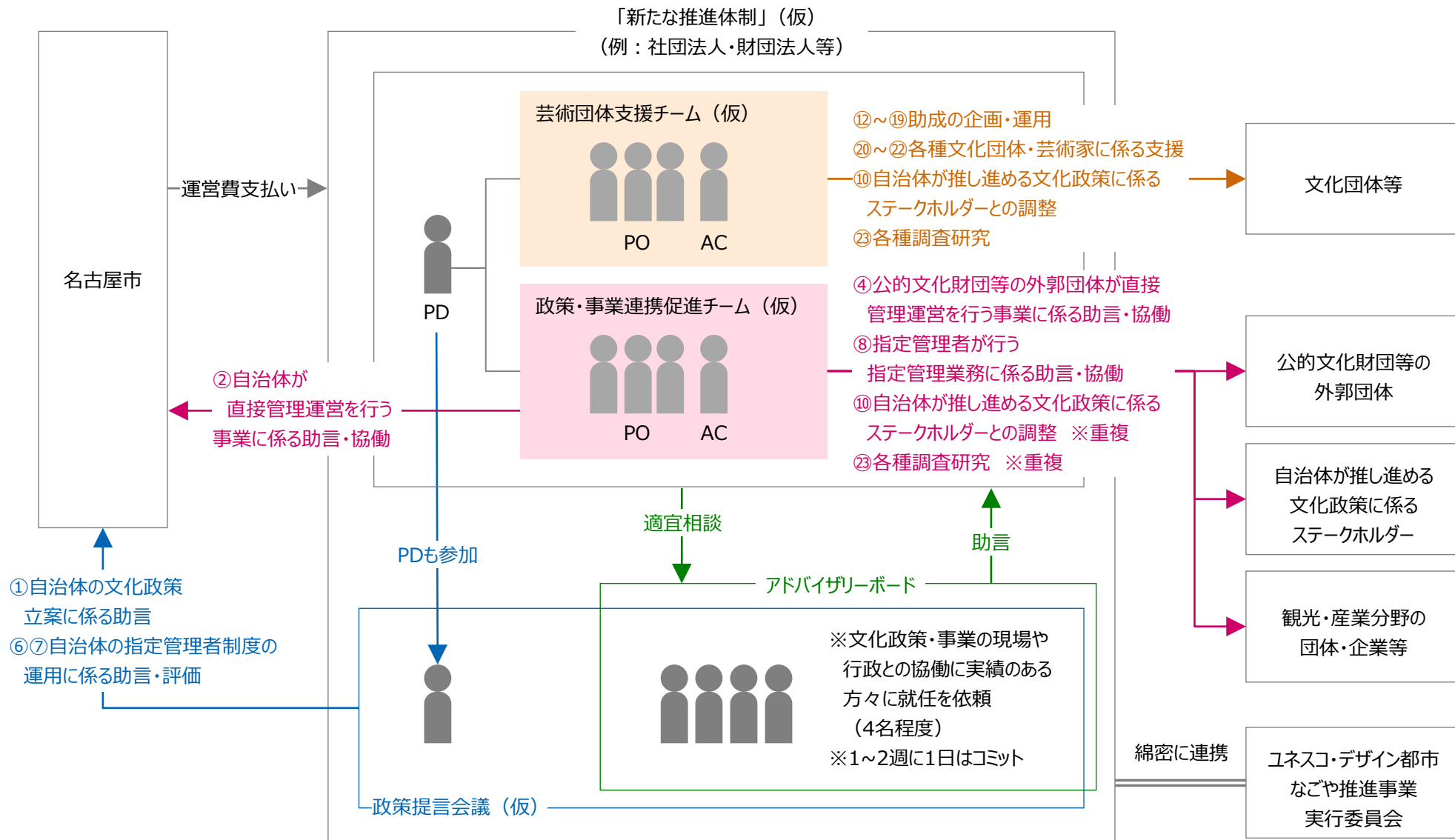
既存の民間団体に委託

### 障害・デメリット

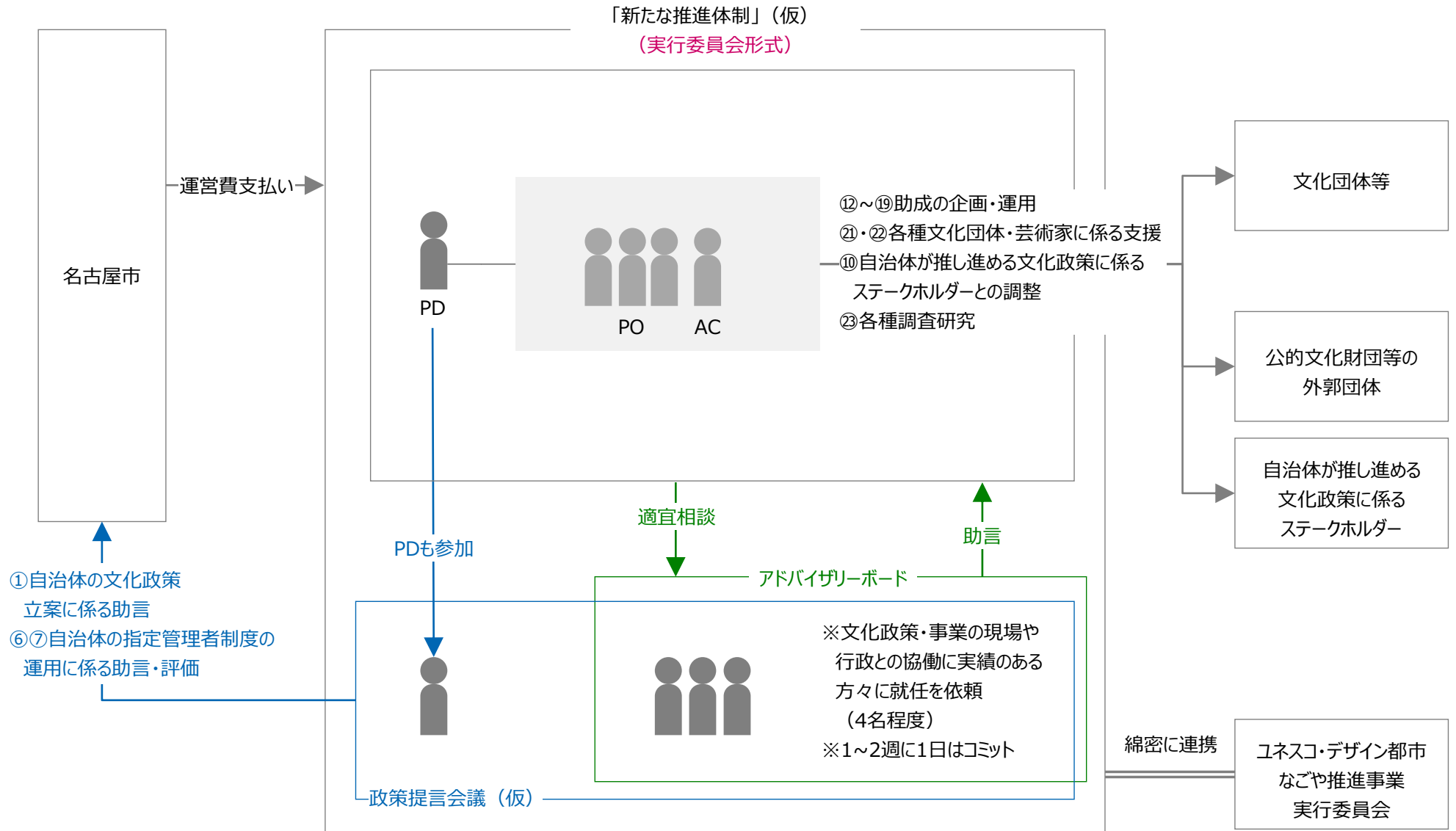
- 市の職員の定員管理の制約 ➡非正規雇用にならざるを得ない。
- 市の給与テーブルの適用 ➡市場競争力の低い条件にならざるを得ない。
- 市の中の組織にあると市への提言が難しくなる。
- 市の方針次第で財団の人的・財務的リスクとなる。
- 市に準じた給与テーブルの適用
- 市の補助を受ける財団の中に位置づけると市への提言が難しくなる。
- 財団の事業（含む指定管理業務）を評価することが難しくなる。
- 市長の公約（外郭団体の徹底検証）
- 市長の公約（外郭団体の徹底検証）
- 撤退障壁の高さ
- 原則、時限的な組織であること（対外的にもそのようなメッセージを送ること）
- 市のガバナンスが効きづらい
- ノウハウが市に残りづらい

## 【議題②】「新たな推進体制」の組織設計のあり方について

➡中期的（3～5年度）には以下のような組織案を検討中。ご意見をお願いいたします。



## 【議題②】「新たな推進体制」の組織設計のあり方について 参考) 来年度(立ち上げ時)の体制イメージ



### 【議題③】その他、今後の検討において留意すべき論点について

➡以降、以下の論点を想定（主要なものは本検討会議で議論）。不足点・懸念点についてご意見をお願いします。

---

#### 【ヒト】

##### ■ PD・PO・AC関連

- 契約形態（雇用 or 委託？）
- 雇用主
- 契約条件
  - 労働市場において市場競争力のある条件の提示が必要
- リクルーティング（広報等）
- 選定方法（採用に係る審査体制）

##### ■ アドバイザリーボードメンバー関連

- 具体的な人材像
- 契約形態・条件
- 選定方法（採用に係る審査体制）

#### 【カネ】

- 予算額
- 財源（市が100%負担？）
- 「新たな推進体制」の予算の渡し方

#### 【モノ】

- 「新たな推進体制」を設置する物理的な場所

#### 【その他】

- 助成の審査スキーム
  - 誰が審査を行うか  
(PD・PO or アドバイザリーボードメンバー or 第3者？)
- 市の「新たな推進体制」のガバナンス

## 今後の予定

➡第2回会議の日程調整にご協力をお願いします。

	実施方法	参加者	開催時期	アジェンダ
第1回	会議	全委員	9月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>「新たな推進体制」が備えるべき機能・役割について</li><li>「新たな推進体制」の組織設計のあり方について</li><li>その他、今後の検討において留意すべき論点について</li></ul>
第2回	会議	全委員	11月上旬	<ul style="list-style-type: none"><li>「新たな推進体制」の組織設計のあり方について</li><li>実現に向けたアクションプランについて</li><li>その他の論点について</li></ul>
第3回	書面	全委員	12月中旬	<ul style="list-style-type: none"><li>中間報告の内容について</li></ul>
(参考) 中間報告	—	委員長		—
第4回	会議	全委員	2月	<ul style="list-style-type: none"><li>最終とりまとめ内容について</li></ul>